

追認特別小口保証

制度の特徴

小規模の企業者を対象とした、無保証人での取り扱いが可能な県制度です。但し、納税要件があります。

対 象 者	商工会議所等の会員または同所の実施する経営指導を受けている中小企業者で以下の要件をいずれも具備するもの 1. 従業員20人以内（宿泊業、娯楽業を除く商業・サービス業は5人以内） 2. 1年以上県内に事業所を有し、引き続き同一の事業を営む者 3. 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）又は事業税あるいは県民税若しくは市町民税の所得割（法人の場合は法人割）のいずれかについて、保証申込の日以前1年間において納期が到来した税額があるものであって、かつ当該税額を完納しているもの
保証限度額	2,000万円
保証期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
据置期間	1年以内
金利	2.10%以内(固定金利)
保証料	0.50% NPO法人 0.40%
担保	原則不要
連帯保証人	不要